

府中事務所告示第1号

府中市水道事業における漏水等の場合の使用水量の認定に関する要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

広島県水道広域連合企業団府中事務所長 田 原 厚

府中市水道事業における漏水等の場合の使用水量の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）第37条の規定に基づき、漏水等の場合の使用水量の認定の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認定使用水量

漏水等の理由で使用水量が不明のとき、一定の根拠に基づいて算定した見積水量をいう。

(2) 差引計量水量

今回指示数から前回指示数を差し引いた水量をいう。

(3) 推定使用量

漏水等がなかったときに、使用者が実際に使用したと推定される水量をいう。

(4) 推定漏水量

給水装置の事故等により漏水したと推定される水量をいう。

(5) 漏水負担量

推定漏水量のうち使用者が負担する水量をいう。

(異議申立て)

第3条 給水装置の事故等により漏水し、異常水量が発見された場合は、当該使用者の電話その他の方法による申立てに基づき使用水量を認定することができる。

(認定除外)

第4条 差引計量水量に漏水量が含まれている場合であっても、次の各号に該当するときは、差引計量水量を使用水量とする。

(1) 水洗便所の洗じょう装置の故障による漏水

(2) 受水槽以下の給水設備の故障による漏水（砂かみ漏水を除く。）

(3) 温水器、瞬間湯沸器及び貯水槽等給水装置と接続している器具の故障による漏水

(4) 不正工事による漏水

(5) 使用者が漏水箇所等の修理を拒んだ場合の漏水

(6) 使用者が漏水を確認できる場合

(7) 使用者側の都合で修理を延期した場合の漏水

(8) 仮設給水装置の故障による漏水

(9) 給水装置が老朽化し、広島県水道広域連合企業団府中事務所から布設替えを要請したにもかかわらず

らず放置した場合の漏水

- (10) 原因が不明の場合（漏水等を確認できないとき）
- (11) しゅん工検査後6か月以内の不良工事による漏水（工事施行者の負担とする。）
- (12) その他、使用者の管理上の責任に帰する漏水

（認定使用水量の算定）

第5条 認定使用水量は、推定使用水量と漏水負担量との合計量とする。

（推定使用水量の算定）

第6条 推定使用水量の算定は、次の各号のうち、最も適切なものにより定めるものとする。

- (1) 過去の使用実績がある場合

ア 過去2か年の同時期における計量水料の平均水量

イ 2か年の実績がない場合、前年同期の計量水量

（注）ア・イともその計量日数が異なり使用水量に影響が及ぶときは、日割計算等の方法を行う。

- (2) 過去の使用実績がない場合

ア 漏水修繕後における一定期間の使用実績の日割計算によって算出した水量

イ 使用時間その他使用水量の算出基準となる事実の調査に基づいて算出した水量

（漏水負担量の算定）

第7条 漏水負担量は推定漏水量の2分の1とする。（算出した水量の1立方メートル未満については、切り捨てる。）ただし、次の各号に該当する場合は、漏水負担量としない。

- (1) 漏水の原因が天災地変等による不可抗力のとき。
- (2) 水道工事、給水制限等のため赤水等の濁水が出たとき。
- (3) 水道メーター取替えによる漏水
- (4) その他広島県水道広域連合企業団府中事務所長（以下「所長」という。）が認めたとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。